

4日獣発第336号  
令和5年3月27日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の施行について

このことについて、令和5年3月24日付け環自総発第2303241号により環境省  
自然環境局長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、①動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正す  
る省令（令和5年環境省令第2号）が、令和5年3月24日公布され、令和5年6  
月1日から施行されること、及び②本改正により、環境大臣又は動物の愛護及び管  
理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定される指定登録機関から、獣医  
療法（平成4年法律第46号）に規定される診療施設の開設を届出した獣医師等に  
対して、犬及び猫の登録に係る情報を提供することとなることについて会員に周知  
されたいとするものです。つきましては、貴会会員に通知方よろしく願います。

6月1日以降の獣医師による法定登録情報の検索については、従来のAIPOの仕  
組を用いて情報検索を可能とするよう整備を進める予定であり、具体的な操作方法  
等の詳細につきましては決まり次第お知らせいたします。

なお、今般の省令改正では、動愛法第36条第12項に規定される負傷動物等への  
対応に限定されており、平時における獣医師によるマイクロチップ情報検索は行え  
ず、これまで同様、必要に応じ市町村の動物愛護関連部局又は犬と猫のマイクロチ  
ップ情報登録お問い合わせ窓口（コールセンター：03-6480-5320）に照会いただく  
必要があります。

したがって、平時においても獣医師によるすべての検索が常時可能な本会の民  
間登録（AIPO）への登録について引き続きご協力の程よろしく願います。

本件についてのお問合せ先：公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当：栗野/中村 TEL 03-3475-1601

環自総発第 2303241 号  
令和 5 年 3 月 24 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

日頃より動物愛護管理行政の推進につき、御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 2 号）が本日公布され、令和 5 年 6 月 1 日から施行されますので、御了知下さい。

改正の内容等は別添のとおりであり、農林水産省や都道府県知事等に通知したところですが、本改正により、環境大臣又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に規定される指定登録機関から、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に規定される診療施設の開設を届出した獣医師等に対して、犬及び猫の登録に係る情報を提供することとなります。

つきましては、貴会におかれては、本改正の内容等について、御理解いただくとともに、地方獣医師会等の関係団体等へ周知方よろしくお願い致します。

環自総発第 2303241 号  
令和 5 年 3 月 24 日

農林水産省消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 5 年環境省令第 2 号) が本日公布され、令和 5 年 6 月 1 日から施行される。

改正の内容等については、別添のとおり都道府県知事等に通知したところであるが、本改正により、貴省が所管する獣医療法 (平成 4 年法律第 46 号) に規定される獣医師等に犬及び猫の登録に係る情報を提供することとなるので、御承知いただきたい。

環自総発第 2303241 号  
令和 5 年 3 月 24 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿  
各中核市の長

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 2 号）が本日公布され、令和 5 年 6 月 1 日から施行される。改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、その適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1. マイクロチップの取り外しの禁止（第21条の6関係）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の4において、「何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。」と規定されている。本改正は、当該規定の趣旨を踏まえ、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある等により、マイクロチップを取り外した場合であっても、当該事由の消滅後速やかに装着することを規定するものである。

### 第2. 環境大臣による情報の提供（第21条の11関係）

本条第1項に係る改正は、環境大臣又は法第39条の10に規定される指定登録機関が都道府県知事及び政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）に対して、法第23条第1項、法第24条第1項及び法第24条の2第1項に規定される都道府県知事等が行う第一種動物取扱業への勧告、報告及び検査の事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報を提供することを規定するものである。

本条第3項に係る改正は、環境大臣又は指定登録機関が獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定される診療施設の開設の届出をした獣医師、当該診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第5条第2項に規定する診療施設を管理する者に対して、法第36条第1項に規定される負傷動物等を発見した際の所有者への通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報を提供することを規定するものである。

なお、本条第3項に係る改正については、個人情報の保護の観点から、診療業務に従事する獣医師等に限定して情報を提供することとしており、当該獣医師の指示の下で診療の補助の業務を行う愛玩動物看護師は、当該情報の提供を受けないものではない。

○環境省令第二号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

環境大臣 西村 明宏

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(取外しの禁止)</p> <p>第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第二十一条の十一 環境大臣(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下この条において同じ。)は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。</p> <p>2  環境大臣は、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。</p> <p>3   環境大臣は、獣医療法第三条に規定する診療施設の開設の届出</p>	<p>(取外しの禁止)</p> <p>第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第二十一条の十一 (新規)</p> <p>環境大臣(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。第二項において同じ。)は、都道府県知事及び市町村長に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。</p> <p>(新規)</p>

をした獣医師、当該届出があつた診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

4| 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づき厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に係る情報の提供を行うものとする。

様式第七（第5条第3項関係）

2| 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づき厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に關して必要な情報の提供を行うものとする。

様式第七（第5条第3項関係）

様式第7（第5条第3項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
事業所の名称・所在地  
動物取扱責任者の氏名  
主として取り扱う動物の種類及び数  
飼養施設の所在地・構造及び規模  
役員の氏名・住所  
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員  
事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員  
事業所に配置される職員の最低数  
営業時間  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 第一種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他( )
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他( )
8 備考	

備考

- 「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第5条第3項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住 所 〒  
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名  
事業所の名称・所在地  
動物取扱責任者の氏名  
主として取り扱う動物の種類及び数  
飼養施設の所在地・構造及び規模  
役員の氏名・住所  
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員  
事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員  
事業所に配置される職員の最低数  
営業時間  
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 第一種動物取扱業の種類	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他( )
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他( )
8 備考	

備考

- 「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

附 則

この省令は、令和五年六月一日から施行する。